|  |  |
| --- | --- |
| （一社）海洋水産システム協会指定用紙 | |
| 整理番号 |  |
| 1. ソフトウエア以外の場合　□ 2. ソフトウエアである場合　□ | |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等

に係る生産性向上要件証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 |  |
| 設備の種類又は細目 |  |
| 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 本社名・事業所名 |  |

〇上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該　当　要　件 | 一定期間(注１）内に販売開始された製品であるか | ①販売開始年度(西暦)：　　　　　年度(注２)  ②取得(予定)日を含む年度：　　　 年度(注２)  　　　　　　② - ① ＝ 　　年 | １．該当 ２．非該当 |
| 「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均１％以上向上）に該当するか  （※）当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合  には、記載不要。 | | １．該当　２．非該当 |
| 該当要件への当否 | | | １．該当　２．非該当 |

（注１）一定期間は、機械装置：１０年、工具：５年、器具・備品：６年、建物附属設備：１４年、ソフトウエア：５年とする。

（注２）年度とは、その年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

　西暦　　　　　年　　月　　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名：

所　　　属：

担当者連絡先（電話番号）：

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

　西暦　　　　年　　月　　日

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-15-8

　　　　　　　アミノ酸会館ビル２F

一般社団法人海洋水産システム協会

　　会長　　津　端　英　樹　　印

【経営力向上計画に係る認定申請書における「８．経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は

【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「３．先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項(注３) | 変更前（都道府県名・市町村名） | 変更後（都道府県名・市町村名） |
|  |  |

（注３）経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条47項、第62条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項

（中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ）

1. 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
2. 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
3. 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
4. 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：

医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。

1. 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

　＜参考＞税制措置の対象設備について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
| 機械装置 | 全て（※１） | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て（※２） | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備 | 全て（※３） | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウエア（※４） | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

※１ 国税の措置について、発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。

※２ 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※３ 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。

※４ ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。